

○標準倉庫寄託約款(乙)

(昭和34年12月14日港倉第181号)  
改正昭和56年3月4日港倉第11号

倉庫寄託約款

第1章総則

第1条 当社は、次の場合には、寄託の引受をしないことができる。  
(1) 当該寄託の申込がこの約款によらないとき。  
(2) 当該寄託が危険貨物、変質又は損傷しやすい貨物、荷造の不完全な貨物その他保管に適さない貨物と認められるとき。  
(3) 当該貨物の保管に適する設備がないとき。  
(4) 当該貨物の保管に關し特別の負担を求められたとき。  
(5) 当該貨物の保管が法令の規定又は公序良俗に違反するとき。  
(6) その他やむを得ない事由があるとき。

(寄託引受の制限)

第7条 当社は、次の場合には、寄託の引受をしないことができる。  
(1) 当該寄託の申込がこの約款によらないとき。  
(2) 当該寄託が危険貨物、変質又は損傷しやすい貨物、荷造の不完全な貨物その他保管に適さない貨物と認められるとき。  
(3) 当該貨物の保管に適する設備がないとき。  
(4) 当該貨物の保管に關し特別の負担を求められたとき。  
(5) 当該貨物の保管が法令の規定又は公序良俗に違反するとき。  
(6) その他やむを得ない事由があるとき。

(寄託申込書)

第8条 寄託者は、貨物の寄託に際し、当該貨物に關して次の事項を記載した寄託申込書を提出しなければならない。  
(1) 貨物の種類、品質、数量及び荷造の種類、個數並びに記号  
(2) 寄託者の住所及び氏名又は名称  
(3) 保管場所及び保管期間を定めたときは、その旨  
(4) 貨物の寄託申込書の価額  
(5) 貨物の保管又は荷役上特別の注意を要するときは、その旨  
(6) その他必要な事項  
第9条 寄託者が寄託の申込を承諾し又は寄託の申込を承諾した貨物の寄託を引き受けたいときは、寄託者は、当該寄託が当該日付より寄託申込書を提出しなければならぬ。この場合において、寄託契約は、送附の日から効力を生じたものとみなす。

(寄託価額)

第9条 受寄物の価額が明示されないとき又は寄託の申込に際して明示された受寄物の価額を当会社が不当と認めるときは、当会社は、貨物の引渡を受け後運滞なく相当と認められる額をその価額と定め、寄託者に対してその旨を通知する。

(貨物の引渡)

第10条 当会社が寄託の申込を承諾したときは、寄託申込者は、約定の日時に約定の場所まで貨物の引渡を受けなければならない。  
第11条 当会社は、貨物の引渡を受けたときは、寄託者の請求により、貨物受取書又は入庫通知書を交付する。  
(寄託引渡の取消及び寄託契約の解除)  
第12条 当会社が寄託の申込を承諾し又は寄託の申込を承諾した貨物の引渡を受けた後、次の事由があるときは、承諾を取り消し又は契約を解除することができる。  
(1) 第7条各号の一に該当することが明らかになったとき。  
(2) 前条第1項による貨物の引渡がなされかつたとき。  
(3) 当該貨物の価額がその保管料その他の費用に満たなくなったとき。  
(4) 寄託者が正当な事由がなく受寄物の検査を拒絶したとき。  
第13条 寄託者が当会社に引渡した後、当会社が前項により契約を解除したときは、寄託者は、遅滞なく保管料、荷役料、立替金その他の費用を支払い、当会社が指定する期間内に貨物を引き取らなければならない。

(再寄託)

第14条 当会社は、やむを得ない事由があるときは、寄託者の承諾を得ないで、当会社の費用で他の倉庫業者に受寄物を再寄託することができる。  
(混合保管)  
第15条 当会社は、関係寄託者の承諾を得て、一つの倉庫又は同一の保管場所若しくは保管地における多数の倉庫において、種類及び品質の同一な受寄物を混合保管することができる。  
第16条 当会社は、一人の寄託者に対し、他の寄託者の同意なくして、混合保管した受寄物の中から該寄託者の寄託に係るものと同一数量のものを返還することができる。  
第17条 前項の規定は、寄託者の一人が自己の寄託に係る数量の受寄物を特定保管に転換するときに準用する。

(保管期間)

第18条 寄託者は、寄託物の価格に著しい変動があつたときは、遅滞なく寄託価額の変更を申し出なければならない。この場合、証書又は通帳の発行された寄託物については、同時にこれを提出するものとする。  
第19条 寄託者は、受寄物の寄託価額が不当と認められるに至つたときは、寄託者と協議のうえ、相当と認められる価額に変更することができる。  
(寄託価額の変更)  
第20条 寄託者は、受寄物の価格に著しい変動があつたときは、遅滞なく寄託価額の変更を申し出なければならない。この場合、証書又は通帳の発行された寄託物については、同時にこれを提出するものとする。  
第21条 寄託者は、受寄物の寄託価額が不当と認められるに至つたときは、寄託者と協議のうえ、相当と認められる価額に変更することができる。

(見本の抽出、寄託物の点検、保存)

第22条 寄託者は、次の事由に該当するときは、寄託者に対して、相当の期間を定め、適宜の処置を当会社に催告することができる。この場合、寄託者は、遅滞なく処置をしなければならぬ。  
(1) 受寄物が保管に適しなくなったと認められるとき。  
(2) 受寄物が倉庫又は他の受寄物に損害を与えおそれがあるとき。  
(3) その他やむを得ない事由により受寄物の保管を継続することができなくなつたとき。  
第23条 寄託者が当会社の定め、期間内に前項の催告に応じないときは催告をするものとみなす。前二項の処置によつて生じた損害及びそれに要した費用は、当会社の責に帰すべき事由に基づく場合でない限り、寄託者の負担とする。

(見本の抽出、寄託物の点検、保存)

第24条 寄託者は、次の事由に該当するときは、寄託者に対して、相当の期間を定め、適宜の処置を当会社に催告することができる。この場合、寄託者は、遅滞なく処置をしなければならぬ。  
(1) 受寄物が保管に適しなくなったと認められるとき。  
(2) 受寄物が倉庫又は他の受寄物に損害を与えおそれがあるとき。  
(3) その他やむを得ない事由により受寄物の保管を継続することができなくなつたとき。  
第25条 寄託者が当会社の定め、期間内に前項の催告に応じないときは催告をするものとみなす。前二項の処置によつて生じた損害及びそれに要した費用は、当会社の責に帰すべき事由に基づく場合でない限り、寄託者の負担とする。

(見本の抽出、寄託物の点検、保存)

第26条 寄託者は、次の事由に該当するときは、寄託者に対して、相当の期間を定め、適宜の処置を当会社に催告することができる。この場合、寄託者は、遅滞なく処置をしなければならぬ。  
(1) 受寄物が保管に適しなくなったと認められるとき。  
(2) 受寄物が倉庫又は他の受寄物に損害を与えおそれがあるとき。  
(3) その他やむを得ない事由により受寄物の保管を継続することができなくなつたとき。  
第27条 寄託者が当会社の定め、期間内に前項の催告に応じないときは催告をするものとみなす。前二項の処置によつて生じた損害及びそれに要した費用は、当会社の責に帰すべき事由に基づく場合でない限り、寄託者の負担とする。

(見本の抽出、寄託物の点検、保存)

第28条 寄託者は、次の事由に該当するときは、寄託者に対して、相当の期間を定め、適宜の処置を当会社に催告することができる。この場合、寄託者は、遅滞なく処置をしなければならぬ。  
(1) 受寄物が保管に適しなくなったと認められるとき。  
(2) 受寄物が倉庫又は他の受寄物に損害を与えおそれがあるとき。  
(3) その他やむを得ない事由により受寄物の保管を継続することができなくなつたとき。  
第29条 寄託者が当会社の定め、期間内に前項の催告に応じないときは催告をするものとみなす。前二項の処置によつて生じた損害及びそれに要した費用は、当会社の責に帰すべき事由に基づく場合でない限り、寄託者の負担とする。

(見本の抽出、寄託物の点検、保存)

第30条 寄託者は、次の事由に該当するときは、寄託者に対して、相当の期間を定め、適宜の処置を当会社に催告することができる。この場合、寄託者は、遅滞なく処置をしなければならぬ。  
(1) 受寄物が保管に適しなくなったと認められるとき。  
(2) 受寄物が倉庫又は他の受寄物に損害を与えおそれがあるとき。  
(3) その他やむを得ない事由により受寄物の保管を継続することができなくなつたとき。  
第31条 寄託者が当会社の定め、期間内に前項の催告に応じないときは催告をするものとみなす。前二項の処置によつて生じた損害及びそれに要した費用は、当会社の責に帰すべき事由に基づく場合でない限り、寄託者の負担とする。

第5章受寄物の出庫

倉庫寄託約款

第1章総則

第1条 当社の締結する寄託、寄託の予約及びこれらに關連する契約については、この約款に定めるところによる。  
第2条 この約款に規定していない事項については、法令及び慣習による。  
(営業時間及び休業日)  
第3条 当会社の営業時間は、午前時から午後時までとする。  
第4条 当会社の休業日は、国民の祝日、日曜日及び公祭日並びに慣行の休日とする。  
第5条 前二項の営業時間及び休業日は、臨時に変更することができる。  
(入庫、出庫その他の作業)  
第6条 貨物の入庫及び出庫その他の作業は、すべて当会社が行う。ただし、当会社が特に承認したときは、この限りでない。

(出庫手続)

第7条 証書により寄託物を出しようとする者は、証書に指定された事項を記入し、記名押印のうえ、当会社に提出しなければならない。  
第8条 証書の発行されていない寄託物を出しようとする者は、貨物受取証を当会社に提出しなければならない。この場合において、通帳の発行されていないときは、あわせて通帳も提出するものとする。  
第9条 寄託者が寄託物を第三者に対して債権の担保に供したときは、出庫の請求に關し、その第三者と前二項の規定と異なる特約をすることができる。  
(一部の出庫の拒絶)  
第10条 当会社が必要と認めるときは、受寄物の一部の出庫を拒絶することができる。

(出庫の拒絶)

第11条 当会社は、保管料、荷役料、その他の費用、立替金及び延滞金の支払を受けたい間は、出庫の請求に応じないことができる。この場合、出庫の請求に応じないことによる損害については、当会社は、その責任を負わない。  
第12条 前項の場合において、留置期間中の保管料、荷役料、その他の費用、立替金及び延滞金は、寄託者の負担とする。  
(出庫手続済寄託物の引取と出庫書類の流通禁止)  
第13条 寄託物につき出庫の手続をした寄託者は、遅滞なくその貨物を引き取らなければならない。  
第14条 当会社の出庫指図書、出庫伝票、出庫依頼書その他の出庫に關する書類は、誤謬したり又は担保に供することができる。

(引取の請求)

第15条 寄託者は、保管期間満了の後に、寄託者に対し、受寄物の引取を請求することができる。  
第16条 寄託者は、一定の日までに引取がなされないときは引取を拒絶したものとみなす旨を付記してすることができる。  
(供託)  
第17条 寄託者が寄託物を受け取ることを拒否若しくは受け取ることができないときは、当会社の過失なくして寄託者を通知することができる。この場合、寄託者は、その旨を寄託者に通知する。ただし、寄託者を通知できないときは、この限りでない。

(競売)

第18条 当会社は、前条第1項の場合において、寄託者に対して期限を定めて受寄物の引取の催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取がなされず、かつ、次の事由が発生したときは、競売に代えて寄託者の危険及び費用で任意に受寄物を売却することができる。この場合において、当会社は、売れたる寄託者に対して、あらかじめその旨及び売却の期日を予告する。  
(1) 受寄物の価格が保管料その他の費用及び競売費用を加えた額に満たないとき。  
(2) 受寄物が損傷をおそれがあるとき。  
第19条 前項により任意売却した受寄物の代価から保管料、荷役料、その他の費用、立替金、延滞金及び任意売却のために要した費用を控除した後、その残額を寄託者に支払ふ。  
第20条 寄託者は、前条第1項により受寄物の一部を出庫したときは、その割合に応じて保険金額を減額する。

(損害てん補額の決定)

第21条 寄託者は、寄託物が災した場合に、引災当時の価格及び損害の程度並びに損害額を決定するに際しては、それぞれの金額について当会社の承認を得なければならない。  
第22条 前項の規定は、寄託者が協定決定することができる。  
(火災保険金の支払手続)  
第23条 寄託者は、当会社を経由して火災保険金の支払を受けなければならない。  
(告知義務違反等による損害の負担)  
第24条 寄託者が火災保険契約の効力に関して影響を及ぼすような事項を告知せず若しくは不実の告知をしたことによつて生じた損害は、寄託者の負担とする。

(賠償事由及び筆証責任)

第25条 寄託者は、当会社が賠償の責任を負う損害は、当会社又はその使用人の故意又は重大な過失によつて生じた損害に限る。  
第26条 前項の場合に当会社に対して損害賠償を請求しようとする者は、その損害が当会社又はその使用人の故意又は重大な過失によつて生じたものであることを証明しなければならない。  
(再寄託物の責任)  
第27条 当会社は、第5条により他の倉庫業者に受寄物を再寄託したときにおいても、この約款によつて、その受寄物に關して責任を負う。  
(免責事項)  
第28条 次の損害については、当会社は、その責任を負わない。  
(1) 地震、津波、高潮、大水、暴風雨、気候の変遷、爆発、戦争、事変、暴動、強盗、労働争議、害虫、虫害、物質の性質、荷造の不健全、徴発、防疫その他抗拒又は回避することのできない災厄、事故、命令、処置又は保全行為によつて直接と間接とを問はず生じた損害。  
(2) 第31条の規定により決定された損害額を超える火災による損害及び寄託者の申出によつて火災保険に付けなかつた受寄物の火災による損害。  
(3) 寄託者に対して行方引取の請求に定められた期限後において当該受寄物について生じた損害。

(書面による意思表示)

第29条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。  
第30条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。  
第31条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。  
第32条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。  
第33条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。  
第34条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。  
第35条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。  
第36条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。  
第37条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。  
第38条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。  
第39条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。  
第40条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。  
第41条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。  
第42条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。  
第43条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。  
第44条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。  
第45条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。  
第46条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。  
第47条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。  
第48条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。  
第49条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。  
第50条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。  
第51条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。  
第52条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。  
第53条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。  
第54条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。  
第55条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。  
第56条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。  
第57条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。  
第58条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。  
第59条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。  
第60条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。  
第61条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。  
第62条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。  
第63条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。  
第64条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。  
第65条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。  
第66条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。  
第67条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。  
第68条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。  
第69条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。  
第70条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。  
第71条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。  
第72条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。  
第73条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。  
第74条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。  
第75条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。  
第76条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。  
第77条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。  
第78条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。  
第79条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。  
第80条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。  
第81条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。  
第82条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。  
第83条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。  
第84条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。  
第85条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。  
第86条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。  
第87条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。  
第88条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。  
第89条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。  
第90条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。  
第91条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。  
第92条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。  
第93条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。  
第94条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。  
第95条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。  
第96条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。  
第97条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。  
第98条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。  
第99条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。  
第100条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。

(通知、催告)

第31条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。  
第32条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。  
第33条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。  
第34条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。  
第35条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。  
第36条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。  
第37条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。  
第38条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。  
第39条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。  
第40条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。  
第41条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。  
第42条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。  
第43条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。  
第44条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。  
第45条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。  
第46条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。  
第47条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。  
第48条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。  
第49条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。  
第50条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。  
第51条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。  
第52条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。  
第53条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。  
第54条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。  
第55条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。  
第56条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。  
第57条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。  
第58条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。  
第59条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。  
第60条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。  
第61条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。  
第62条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。  
第63条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。  
第64条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。  
第65条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。  
第66条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。  
第67条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。  
第68条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。  
第69条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。  
第70条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。  
第71条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。  
第72条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。  
第73条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。  
第74条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。  
第75条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。  
第76条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。  
第77条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。  
第78条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。  
第79条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。  
第80条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。  
第81条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。  
第82条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。  
第83条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。  
第84条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。  
第85条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。  
第86条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。  
第87条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。  
第88条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。  
第89条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。  
第90条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。  
第91条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。  
第92条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。  
第93条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。  
第94条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。  
第95条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。  
第96条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。  
第97条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。  
第98条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。  
第99条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。  
第100条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。

(賠償額の算定)

第38条 受寄物の滅失又は損傷による損害に対する引当金の賠償金額は、損害発生当時の時価、発生時が不明であるときは、発生当時の時価により損害の程度に応じて算定する。ただし、時価が受寄物の火災保険金額又は寄託価額をこえる場合は、その保険金額又は寄託価額により損害の程度に応じて算定する。  
(損害受寄物に關する権利の取得)  
第39条 当会社が損害を生じた受寄物についてその価額の全部を支払つたときは、当会社は、寄託者がその受寄物について有する一切の権利を取得する。  
(引渡による責任の消滅)  
第40条 寄託者は、寄託者が留保しないで寄託物を受け取つた後は、その貨物の損害について責任を負わない。  
(寄託者の賠償責任)  
第41条 寄託者は、第8条第3項の場合に当会社に与えた損害又は寄託物の性質若しくは欠かにより生じた損害については、過失の有無にかかわらず、賠償の責任を負わなければならない。  
(引取遅延による損害)  
第42条 寄託者が第1条第2項により引き取るべき貨物の引取が遅れたために当会社が損害を受けたときは、寄託者は、その損害を賠償しなければならない。  
(違約金)  
第43条 当会社が寄託の申込を承諾した後に寄託申込者が約定の日引取を引き渡さなかつたときは、寄託者又は寄託申込者は、その日から引渡のあつた日まで又は契約の解除の日までの保管料相当額の損害金を支払わなければならない。  
第9章 保管料、荷役料、手数料等  
(料金の支払)  
第44条 寄託者は、当会社が運輸大臣に届け出た倉庫保管料及び倉庫荷役料並びにその他の費用を当会社の定められた日までに支払わなければならない。  
第45条 寄託者は、証書若しくは通帳の発行、分割又は書換を請求するときは、当会社が運輸大臣に届け出た手数料を支払わなければならない。  
(延滞金)  
第46条 寄託者は、当会社が定められた日までに前条の料金を支払わないときは、その日の翌日から支払のあつた日までの日歩4銭の延滞金を支払わなければならない。  
(料金の変更)  
第47条 当会社は、届出料金を変更したときは、変更された日の属する期から、新料金により請求する。  
(滅失受寄物の料金の負担)  
第48条 寄託者は、受寄物が滅失したときは、滅失したときまでの料金を寄託者に請求することができる。ただし、当会社の責に帰すべき事由により滅失した場合においては、当該保管期間に係る料金については、この限りでない。  
(寄託に關する提出書類)  
第49条 寄託者は、外国貨物の寄託申込書には、所要の記載事項のほかに、積載船舶の名称及びその国籍並びに入庫の際における貨物の検査の要否を記載しなければならない。  
(入庫、見本の抽出、内容の点検、出庫等)  
第50条 寄託者は、次の各号にかける場合には、税関長の承認書又は許可書を当会社に提出しなければならない。  
(1) 保税倉庫に入庫するとき。  
(2) 外国貨物の見本の抽出、内容の点検、改装、仕分その他の手入又は保存に必要な行為をするとき。  
(3) 外国貨物を保税倉庫から出庫するとき。  
(4) 日曜日、休日又はこれらの日以外の日税関執務時間外において外国貨物の取扱を要するとき。  
第51条 前項の規定は、輸入の許可を受けた貨物又は輸出しようとする貨物について準用する。  
第52条 前二項において、受寄物の入庫、出庫その他の取扱について必要な手続は、寄託者において行なうものとする。  
(保管期間)  
第53条 当会社は、寄託を受けた外国貨物の保管期間が法定蔵置期間をこえる寄託者の請求に対しては、これを拒絶することができる。  
(輸入手続完了後の受寄物)  
第54条 寄託者は、外国貨物の輸入手続を完了したときは、遅滞なく寄託物を引き取らなければならない。  
第55条 当会社は、前項により引取がなされるときは、寄託者の費用で受寄物を保税を目的とし、倉庫に倉庫料を支払うことができる。  
第56条 第1項により引取がなされるときは、寄託者に通知して受寄物の寄託価額を変更することができる。  
(収容貨物の料金)  
第57条 寄託者は、寄託物が収容されたときは、当該寄託物に關する保管料、荷役料、立替金、延滞金その他の費用を遅滞なく当会社に支払わなければならない。  
(収容貨物の公売等)  
第58条 収容された受寄物が公売又は任意売却に付された場合において、その代金が法定費用に充てられた後残金のあるときは、当会社は、その残金から保管料、荷役料、立替金その他の費用及びこれらに対する延滞金の支払を受け、なお不足があるときは、寄託者に請求する。  
第59条 前項の規定は、当会社が寄託者に対し直接に債権の全額の請求をすることをさまたげない。  
(収容解除手続)  
第60条 寄託者は、収容貨物の解除を申請しようとするときは、あらかじめ当会社の承諾を受けなければならない。  
(関税の提供)  
第61条 寄託物が亡失し、又は滅却されても関税の納付を要するときは、寄託者は、遅滞なく当該寄託物に對する関税に相当する金額を当会社に提供しなければならない。ただし、当会社の責に帰すべき事由により受寄物が亡失し又は滅却されたときは、提供を受けた金額を返還する。  
(延滞金)  
第62条 寄託者が前条に規定する提供を怠つた場合において、当会社が寄託者の負担すべき関税を納付したときは、納付の日から日歩4銭の利息を請求する。  
(免責事項)  
第63条 当会社は、次の損害については、責任を負わない。  
(1) 税関が行なう検査、収容その他の措置により受寄物に關し生じた損害  
(2) 税関の収容後、公売その他諸手続により寄託者の受けけることのある損害